

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和四年十一月八日

埼玉県熊谷建築安全センター所長

矢 部 政 実

指定番号	第三号
指定に係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	令和四年十一月 一日
指定に係る道路の位置	<p>深谷都市計画事業中央土地区画整理事業区域内 十八街区十一画地地先から十八街区十七画地地 先まで</p> <p>深谷都市計画事業中央土地区画整理事業区域内 二十三街区一画地地先から二十三街区九画地地 先まで</p> <p>深谷都市計画事業中央土地区画整理事業区域内 三十八街区五画地地先から四十一街区一画地地 先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>八〇・〇七</p> <p>七十四・七四</p> <p>五十一・九五</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>八・〇</p> <p>八・〇</p> <p>六・〇</p>